平成２４年（フ）第５３号
北海道滝川市緑町６丁目５番34号　緑町団地83号
債務者　福川　榮子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
群馬県太田市緑町866番地、前住所浜松市東区天王町1368―１ライフイン・セリュー203
債務者　藤澤　典雅
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３３号
群馬県太田市藤久良町65番地23
債務者　石橋　則明
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１２０９号
名古屋市昭和区東畑町１丁目48番地の１　伊藤コーポＥ１号
債務者　森　　智美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５９号
宮城県宮城郡利府町花園１丁目12番地１　サバトブリードガーデンハウス101号室、従前の住所宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢83番地１　町営北の沢住宅90号
債務者　千葉　恵美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目15番地の９　幸壱番館102、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡31番地　湘南ハイツＣ―105
債務者　赤間　美沙
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
宮城県塩竈市南町18番13号
債務者　清水　郁子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
仙台市青葉区川平３丁目34番６―405号
債務者　早坂　　治
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川廻館58―12　サンライズヒルズⅡ―102号、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字川向10番地９
債務者　菊池　信男
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３４号
宮城県本吉郡南三陸町志津川廻館58―12　サンライズヒルズⅡ―102号、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町戸倉字川向10番地９
債務者　菊池美代子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第８６号
福島市太平寺字樋田40番地　第３佐藤ハイツ102
債務者　吉野　英一
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０号
山梨県甲府市湯村１丁目10番８号
債務者　藤原　博雄
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
山梨県韮崎市旭町上條北割963番地１
債務者　齋藤　明夫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
山梨県甲府市山宮町2753番地３、住民票上の住所山梨県甲府市湯村３丁目９番２号
債務者　甘利加代子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８２号
愛知県春日井市柏井町５丁目93番地　シャトー柏井103号
債務者　堀一　晶弘
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０６号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山５号棟103号室
債務者　鳴瀧　清子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部